

広島県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十六年三月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
三次市作木町下作木字湊一六五番一 三次市作木町下作木字湊一六四番一	地先から	〇	〇	一・〇〇 一・四・五	三・八・〇〇	拡幅 県道三次江津 線と重複
		〇	〇			

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次江津線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
三次市作木町下作木字湊一六五番一 三次市作木町下作木字湊一六四番一	地先から	〇	〇	一・〇〇 一・四・五	三・八・〇〇	拡幅 一般国道三七 五号と重複
		〇	〇			